

津波ハザードマップ (基準水位)

2025年発行 碧南市

(基準水位とは、避難に必要な高さのことをいいます。)

津波ハザードマップ(基準水位)について

このハザードマップは、津波災害警戒区域の基準水位を示したものです。
油ヶ淵付近は、地震の揺れにより堤防が沈下したことで堤防の高さが低くなったところに、高浜川より遡上した津波が到達することで浸水が起る可能性を示しています。

津波災害警戒区域について

津波災害警戒区域は、津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域であり、津波防災地域づくりに関する法律に基づきます。

基準水位は、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。基準水位は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ(m単位)で表示しています。

津波災害警戒区域内にある池等の内水面は、基準水位を表示していません。

基準水位の算出に用いた地形(標高)データは、平成22年度に実施された航空レーザー測量データ並びに平成23年度時点の3D電子地図、基礎地図情報をもとに作成しているため、その後の開発に伴う地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現状と異なっている場合があります。

津波浸水想定について

津波浸水想定は、愛知県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11のケースから、愛知県域に最も大きな影響を与えると考えられる1、6、7、8、9の5つのケースを選定した理論上最大モデルにて検討しています。これら5ケースごとの最大クラスの津波が懸条件下において発生した場合に想定される、津波の浸水域や浸水深と、到達するまでの時間を表したものです。

津波浸水想定は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害の発生範囲を決定するものではありません。また、一定の条件を設定し計算した結果のため、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。

最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される津波から想定したものであり、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというものではありません。

出典：津波災害警戒区域

作成主体：愛知県

指定年月：令和元年7月

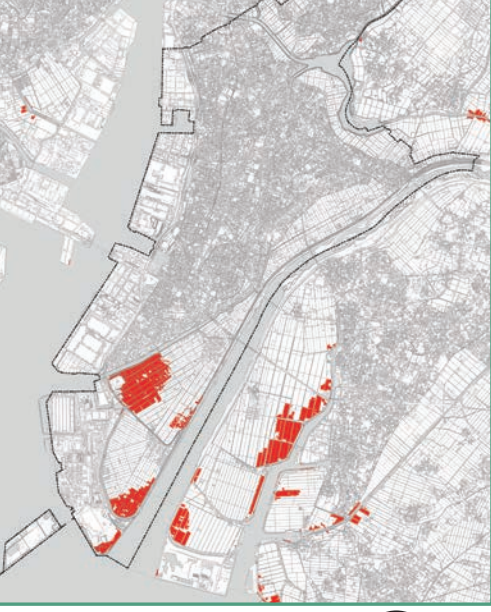
根拠法令：津波防災地域づくりに関する法律
(平成23年法律第123号)

基準水位の拡大図は、「マップあいち」の津波災害情報マップで確認できます。

愛知県 津波災害情報マップ

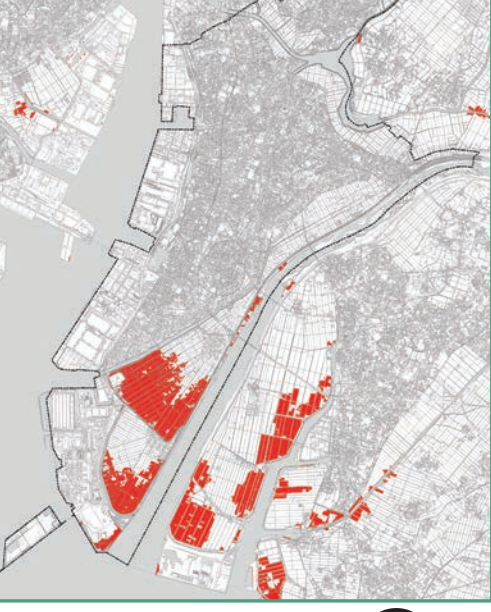
時系列の津波到達図

地震発生
30分後



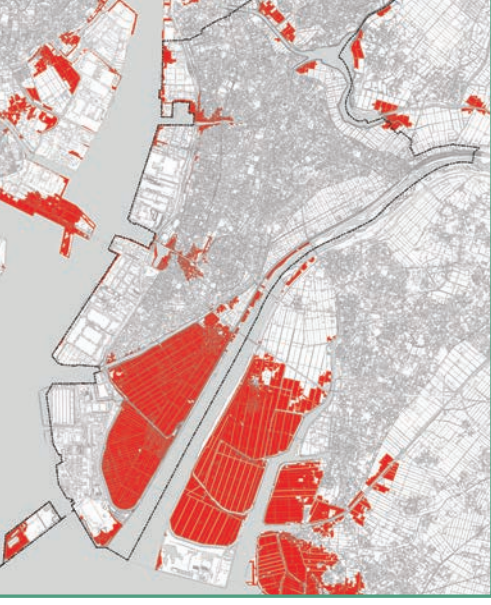
地震発生55分後:
高さ30cm津波到達

地震発生
60分後

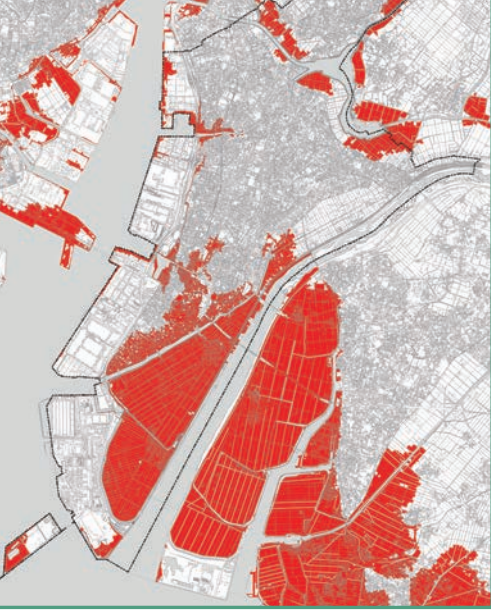


61分後: 矢作川河口の水位上昇が+1mを超える!!

地震発生
120分後



地震発生
240分後



津波災害警戒区域の要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの)の名称及び所在地は、碧南市Webサイトに掲載しています。

碧南市 要配慮者利用施設

縮尺 1:16,000

0 250 500 750 1,000 m

基準水位
~0.5m
0.5m~3m
3m~5m
津波災害警戒区域(水域を除く)
土砂災害
土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊(がけ崩れ))
土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊(がけ崩れ))

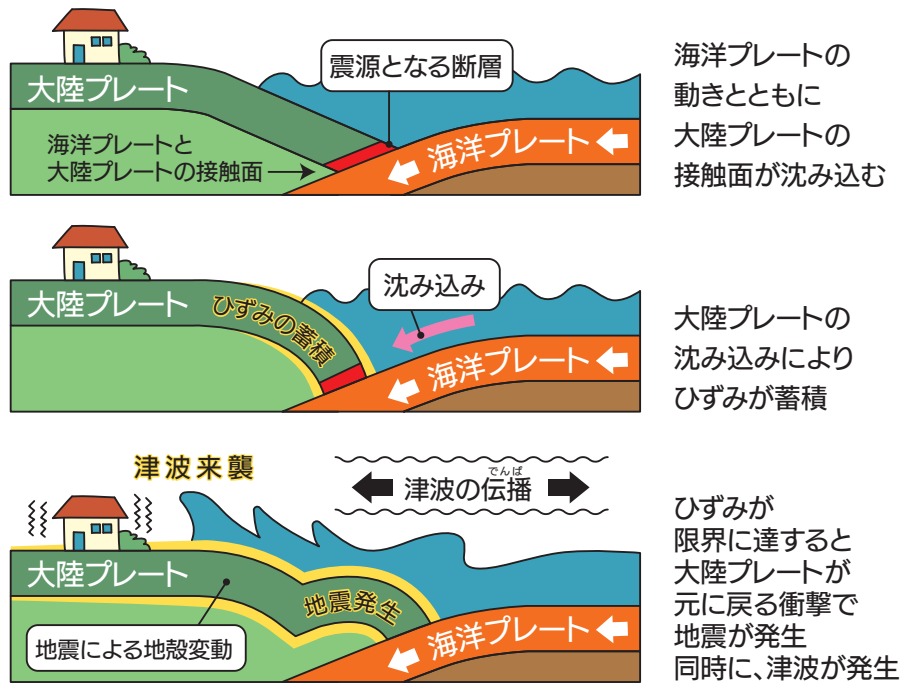
基準水位の見方

3階浸水
5m以上
5.0m
2階浸水
3m~5m未満
3.0m
1階浸水
0.5m~3m未満
0.5m
0.5m未満
凡 例
市役所 消防署
警察署 幹線道路

上陸した津波は、時速約40kmと、バイクなみの速さで進みます。このため、津波を見てからは、足の速い人でも逃げることはできませんので、大津波警報・津波警報が発表されたら、すぐに避難が必要です。
津波は、30cmの高さであっても、がれきを巻き込んだ水が一気に押し寄せるため、大人でも押し流されて、溺れたり、建物などに衝突したりして、死亡する可能性があります。また、木造家屋などでは、高さ1m程度で半壊、2m程度で全壊となります。



津波が発生する仕組み



■大津波警報または津波警報が発表された場合、浸水域内は全員、立退き避難が必要です。
避難方向 津波の到達しない方向へ避難しましょう。

■この図面の避難施設に付した番号は、別紙一覧表と対応しています。【×印は津波の時は使用できません。】

時退避場所
災害発生時に、一時的に命を守るために避難する場所です。
避難所
発生後に自宅に居られないが一時的に生活する場所です。災害の規模によって開設されない避難所もあります。開設されている避難所については、市から配信される「へきなん防災メール」や警報発令時などに市ホームページに掲載される「緊急防災情報」、ケーブルテレビKATCHやPlich FMなどでご確認ください。
火災時退避場所
火災が大規模になったときに多くの人が避難できる場所です。すべて屋外の施設です。